

「通学チャーターバス利用者の会」規約

第一章 本会の目的と運営

- 第1条 本会は、高雄日本人学校運営委員会の認める方針のもと、利用者の安全確保、経済的かつ効率的な運営を目的として、以下の規約を定める。
- 第2条 本校の通学チャーターバス（以下通学バス）は、「児童、生徒の登下校時の送迎は、あくまでも、その保護者の責任にある」との原則のもと、本校に在籍し、一定の路線で乗車可能な地域に居住し、かつ乗車を希望する利用者を対象として運行する。なお、学校行事に際しての運行は、本規約より除く。
- 第3条 本会の運営およびバス運行に当たっては、利用者が代表者を選出しこれを行う。
- 第4条 学校側およびPTAは本会の運営およびバス運行にあたり、これに協力する。これに則り、バス利用者は委員会で決められた連絡手段で運行状況を把握し、バス委員と情報を共有する。

第二章 名称

- 第5条 本会を「高雄日本人学校運営委員会通学チャーターバス利用者の会」（以下バス利用者の会）と称し、事務局を学校内に置く。

第三章 組織



- 第6条 本会には、「バス役員会」と「バス委員会」を置く。
- 第7条 バス役員会は本会運営にかかわる事項の方針決定を行うこととし、バス委員会はその決定をうけて実際の運営を行うこととする。
- 第8条 バス役員会は以下の役員により構成される。
 - 1 バス委員長
 - 2 学校長（教頭）
 - 3 PTA会長
- 第9条 バス委員会は以下の委員により構成される。
 - 1 バス委員長（1名）
 - 2 バス副委員長（1名ないし2名）
 - 3 バス委員（各バスコースから1名ないし2名）
 - 4 学校側代表（2名／教頭、教職員）
 - 5 会計事務担当（学校職員）
- 第10条 各委員の選出は次の通りとする。
 - 1 バス委員長はバス利用者の会より選出される。
 - 2 バス副委員長はバス委員から委員長により委嘱される。

- 3 バス委員は利用者の中から選出される。
- 4 学校側代表および会計事務担当は学校長により選出される。

第 11 条 各委員の任期は、就任の日から次年度末までとし、新旧委員の引継ぎ期間を設ける。
(原則として3月1日より翌年3月31日、バス委員長の任期は4月1日より3月31日)
ただし任期途中で委員に欠員が生じた場合は、必要に応じて補充を行うことができる。
新委員の任期は前任者の残任期間とする。また、各委員の再任、重任はこれを妨げない。

第 12 条 バス役員会は、バス委員長が必要に応じてこれを招集し、主催する。
バス委員会は、原則月一回開催し、必要に応じてバス委員長が招集し、主催する。

第 四 章 権 限

第 13 条 バス役員会は本会の運営を合理的に、かつ公正に行うために以下の権限を有す。
必要に応じてバス委員長が学校運営委員会に報告する。

- 1 バス会社の選定。
- 2 バス会社との契約交渉。
- 3 バス利用料金の決定。
- 4 本規約の改正。
- 5 その他、本会運営上決定が必要とされる事項。

第 14 条 バス委員会はバス運行を合理的かつ公正に行うために以下の権限を有す。
必要に応じてバス委員長が P T A 役員会、学校側に報告する。

- 1 利用者の把握、調整。
- 2 路線、バス停留所の決定。
- 3 配車の決定。
- 4 その他諸連絡等必要な事務の処理。(バス利用料金の徴収を含む。)

第 五 章 運 営 の 内 容

第 15 条 バス利用者の会の代表であるバス委員会は、その会の運営を円滑に行うため、

- 1 通学バスを利用する人数に基づき、利用者居住地の分布・分類を行い、バス台数、バス停ならびにバス運行路線の決定を行う。
- 2 強制傷害保険の附保等の確認業務を行う。
- 3 バス運行に関する諸連絡事項を適時保護者に対して行う。
- 4 児童・生徒への安全指導をする。
- 5 緊急時における、家庭、学校側等への連絡を行う。
- 6 バス役員会が必要とした事項に関する提案および情報収集を行う。

第 六 章 運 用 規 定

第 16 条 通学バス利用者の保護者は利用に先立ち、所定の「チャーターバス利用申込書」(様式1)を事前にバス委員会に提出しなければならない。

第 17 条 通学バス利用者の保護者は、通学バスに要する諸経費に係わる所定の利用料金を、定められた方法で納入しなければならない。

第 18 条 通学バス利用者の保護者は、転居に伴うバス路線、バス停の変更および脱会(含む長期欠席)については、速やかに「通学チャーターバス利用変更願」(様式2)をバス委員会に提出しなければならない。

第 19 条 通学バス運行路線等については、下記の通りとする。

- 1 年度始めに決められた基本路線は、原則としてその年度内は変更しないこととする。
- 2 バス路線の変更はバス委員会が決定し、バス委員会よりバス会社に連絡する。
- 3 バス路線から離れた地区から通学バスを利用する場合、路線上の最寄りのバス停まで

- 出向き、これを利用しなければならない。
- 4 バス停は、バス委員会が決定する。バス停は原則として、登下校とも同一の場所とするが、市内の交通規制等の事情により変更することがある。
この場合は、その都度、保護者に連絡する。
 - 5 利用者・利用希望者・保護者は、その運行路線等について直接、バス会社・運転手と個人交渉を行ってはならない。

第20条

年度当初にルート及び利用者が確定するが、確定後に通学バス利用者数がバス座席定員を超えた場合については、下記のとおりとする。

- 1 既存のバス利用者の乗車を優先し、新規の利用希望者は空席が出るまでウェイティングリストに登録をして待機する。
- 2 乗車希望者が複数の場合は、ウェイティングリスト登録順とする。
- 3 通学バス利用者は原則として往復利用であるが、登校時の通学バスに空席があり、ウェイティングリスト登録者が希望する場合で且つバス利用申し込み時に申請したバス停を利用する場合に限り、片道利用を許可する。

第21条

通学バス運行の非常に際しては、下記のとおりとする。

- 1 登校時、通学バスが定刻より10分以上経過しても到着しない場合は、保護者の責任にてタクシーで登校させる。その際、保護者はバス委員会を通じて所定の費用をバス会社に請求できる。
- 2 下校時、通学バスが大幅に遅延する場合、タクシーにて下校する場合、あるいは緊急に路線以外の運行をする場合には、バス委員会よりその旨を連絡網を使って連絡する。
尚、バス委員会が保護者の責任にて下校させることを認めた場合、保護者はバス委員会を通じて所定の費用をバス会社に請求できる。

第22条

通学バス運行に関し、発生する事故、その他利用者がこうむる傷害を含む損害・迷惑については、本会および学校側は一切責任を負わない。但し、バス会社の原因で傷害事故が発生した場合、本会および学校側は、契約先バス会社宛に、関係機構の適用法令あるいは附保条項を賠償の根拠とし、その求償交渉等、円満解決のために協力する。
利用者の原因での事故は、保護者が責任を持つ。

第七章 利用者の義務

第23条

通学バス利用者は、別途、バス役員会にて決定された「バス利用料金」を納入することとする。

第24条

利用者ならびに保護者は下記の定めに従わなければならない。

- 1 保護者は、児童・生徒のバス停までの送迎・乗降の確認を責任をもって行うこと。
- 2 利用者は、所定のバス停で定刻以前に待機していること。
- 3 利用者は、決められた路線のバス停で乗降すること。
- 4 利用者は、乗車後すみやかに着席すること。
- 5 利用者は、車内でみだりに席を離れたり、ふざけたり、騒いだり、その他、他人に迷惑を及ぼすような言動をしないこと。また、乗車時は、停車してから席を立つこと。
- 6 利用者は、乗降バスの前後を横切らないこと。
- 7 利用者によるバス備品の破損は、当事者の保護者がこれを弁償すること。
- 8 利用者は走行中に窓の外に顔や手を出さないこと。
- 9 利用者は、路線の異なる通学バスは利用しないこと。
- 10 登・下校時の自宅とバス停間の安全指導は各家庭で行うこと。

第25条

次の場合はバス利用を中止させることがある。

- 1 保護者が本会で決定したことに同意できない場合。
- 2 利用者が本規定を守れない場合。

第八章 その他

第26条

本規約に定めない事項については、別途これを定める。

別に定めた事項については、必要に応じて書面にして本規約に添付する。

第 27 条 本規約の改訂・改正については、バス役員会にて決定をし、学校運営委員会にて承認を得る。

第 28 条 緊急時の対応と連絡（連絡網・連絡手段）については、別途これを定め、本規約に添付し保管する。

平成 12 年 10 月 17 日	制定
平成 18 年 6 月 13 日	改訂
平成 26 年 6 月 10 日	改訂
平成 27 年 7 月 14 日	改定
令和 2 年 4 月 23 日	改定